

News Letter

ビジネス・アソシエイツ あいわ税理士法人

2020
September
Vol.197



発行元

(株)ビジネス・アソシエイツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330 | FAX 03-5444-9334

あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

II リモート環境での Plaza-i 導入

在宅勤務への移行

ここまで全体的になるとは予想しておりませんでした。弊社では以前より一部在宅勤務への移行を計画していたため、本年 4 月の緊急事態宣言時は素早く在宅勤務へ移行、従業員の 9 割以上が出勤することなく、かつ生産性をあまり下げずに業務に従事できるようになりました。同規模他社よりも比較的スムーズに移行できたのではないかと思います。ユーザ様、新規営業先にも在宅勤務下での対応となり今に至っております。この移行にあたりお客様にも多大なご協力を賜りましたことこの場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございます。

このような状況においても大変ありがたいことに新規導入のご発注をいただきました。導入はすべてリモートで行い、9 月に本稼働を迎えました。

打合せ時に若干の難があるが

導入の過程における相互のコミュニケーションは弊社が採用している Microsoft Teams (以下 Teams) のテレビ会議機能、外線電話機能を利用しました。お客様側の設備(カメラ、マイク等)についてはお客様にご用意いただきました。打ち合わせについては実際その場にはいないため、お客様の

Contents

目次

リモート環境での Plaza-i 導入

固定資産管理システム

BYOD について

P-i 年別休日 (2021 五輪)

システム連携を行う場合に注意する点

Plaza-i の UI/UX の取り組みと機能紹介

Plaza-i 最新バージョン情報

テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

過大支払利子税制の改正

すべての会話を拾い上げることができず、取りこぼしや再確認に時間がかかったこともありましたが、幸いにもお客様側に強力に導入プロジェクトを推進してくださる方がおられたおかげもあり、プロジェクト進行を大幅に妨げるような致命的な問題にはなりません。説明する弊社側もコミュニケーションをとる際の確認をこまめにとった工夫をいたしました。

このように現行業務のヒアリング、画面共有による Plaza-i 仕様説明、トレーニング、試行稼働支援については訪問とほぼ質が変わらず、これまで何も生み出さなかった移動時間を導入時間として活用できること、(お客様が在宅勤務だった場合も含めて)複数拠点同時に導入支援作業が実施できること、お互いが空いたちょっとした時間を使ってタイムリーに打合せできること、試行稼働支援時にお客様が実際に入力している画面を一緒に見ながらサポートできること、トレーニング等の説明を Teams の機能を利用して録画、動画ファイルをお渡しし、ユーザ様が活用できることなど、総合的にはデメリットよりメリットのほうが弊社だけでなくお客様にも多かったのではと思います。

今後もリモートが中心

今後も弊社では在宅中心の勤務体制を継続する方針です。導入やサポートもリモートが中心となります。リモート環境における円滑な導入やサポートのためのノウハウを蓄積

し、よりサービスレベルの向上を目指します。お客様からも忌憚なきご意見をお伺いできればと存じます。

II 固定資産管理システム

「固定資産」は、企業が、その目的である事業活動をし、その結果として利益獲得を獲得するために、取得され、活用されます。

企業が事業活動を継続し、より成長し、拡大していくためには、継続的な（設備）投資が必要であり、そうした投資の具体的な実行として、固定資産の取得、活用がされることとなります。

本稿では、こうした企業活動において日々増加していく「固定資産」を、正確かつ効率的に管理、保全、活用するための「固定資産管理システム」について、ERP システム（あるいは会計システムのサブモジュール）の観点から考察したいと思います。

固定資産管理システムの必要性

まず、大前提として、自社が所有している資産が過不足なく正確に台帳等に記録され、有効に活用されていることを、経営者あるいは管理者が把握できる必要があります。

当たり前のことのようにですが、例えば、拠点や設置場所が複数存在し、管理者が複数存在し、会社・本支店等の管理単位が複数存在していくと、これを実現することが非常に困難になっていくことが想像できると思います。

こうした課題に対応するためには、少なくとも、一元管理できる仕組みが必要となります。

次に、「固定資産」は、そもそも会計上の概念であり、その資産のライフサイクル（取得→活用（所有）→除却→廃棄）にわたり、適切に会計処理され、報告される必要があります。

昨今、日本の企業会計基準は、国際会計基準との整合を図るための改正が繰り返されており、こと、固定資産に関連する会計基準については、リース取引、減損会計、資産除去債務など、多くの会計基準が公表され、企業はこうした会計基準に準拠した会計処理及び報告をする必要があります。そして、現在、リース取引の会計処理については、「すべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準」が検討されており、近い将来には、リース取引の会計処理・報告が（再）改正されると言われています。この改正が施行されると、リース取引をしている多くの企業が、対応が必要になってくることが予想されます。

国際会計基準等を適用している企業においては、日本の会計基準のみならず、それらの会計基準にも準拠した会計処理、会計報告をする必要があります。

こうした会計数値により、株主をはじめとする利害関係者への各種報告等が行われ、情報が利用されることとなるため、適切な会計処理、会計報告は、企業活動において重要であることは言うまでもありません。

また、会計に関連して、一定の金額を超える固定資産（償却資産）を所有している場合、不動産や車と同様に、固定資産税が課税されることとなります。

過不足なく適切に所有している資産を申告し、納税するためには、正確な資産台帳と正確な会計帳簿が必要となります。

こうした課題に対応するためには、エクセル等による一元管理では限界があり、システム化された仕組みが必要になってきます。

その他、固定資産管理システムに固有の課題ではありませんが、資産件数の増加、過年度のデータの保存等による、データ件数の増加に対応するためには、堅牢なデータベースに対応したシステムが必要になってきます。

ERPの一部としての固定資産管理システム

企業活動の資源は、ヒト、モノ、カネと言われます。加えて、情報、時間などとも言われます。

「固定資産」は、棚卸資産などと並んで「モノ」に相当するわけですが、これらの企業活動の資源を統合的に管理し、有効活用を図るためのシステムが、ERP システムとなります。

固定資産管理システムは、会計基準や税制が頻繁に改正されるため、個別、単体でシステム化するという考え方も一理はありますが、統合化されていないことによる不都合も少なくありません。

統合化されたシステムの一部としての固定資産管理システムのメリット（≒統合化されていないことによるデメリット）についての考察を下記に列挙してみたいと思います。

○会計システムと統合されているので、会計システムとサブシステムで会計数値の一致を保証する機能（自動仕訳、月次本締めなど）があり、追加的なコストを掛けずに内部統制を考慮した月次決算と、その早期化が実現可能。

○マスターデータや仕訳データ等、システム間のデータ連携が不要なため、追加的なプログラムの開発、運用、保守が不要。

○財務会計と一致した管理会計データの活用が、（過度に追加的なコストを掛けずに）可能。

○セキュリティ関連、操作性、アプリケーションサポート・保守が単一となり、運用、保守が効率化される。

○システムの構成（サーバ、ソフトウェア等）が、単一となり、運用・保守が効率化される。

これらの統合化されたシステムのメリットは、企業の規模が大きくなるにつれて、また、データ件数が多くなるにつれて、その有効性も大きくなっていきます。

おわりに

Plaza-iFAS 固定資産管理システムを導入されていないユーザー様は、ERP パッケージの 1 モジュールとしての Plaza-i 固定資産管理システム（「FAS」）をご検討されてみてはいかがでしょうか。

すでに「FAS」を導入されているユーザー様におかれましても、減損会計処理、リース会計処理、資産除去債務、IFRS 等、未導入のオプション機能がございましたら、ご検討いただければ幸いです。

具体的な機能につきましては、紙面の都合上、控えさせていただきますいておりますが、弊社ホームページ、「Plaza-i 製品情報」のページをご参照いただくか、毎月配信させていただいております、Plaza-i ユーザーズガイドをご参照いただくことも可能です。

固定資産管理システムの導入に際しては、一般に、初期残高データの移行が、困難な工程となります。対象資産の種類や件数が多くないうちに、先を見越して導入されることがおすすです。

お問い合わせの際は、サポート担当または営業部(内線81)宛てに、「9月号のニュースレターを見た」とお問い合わせください。

末筆ではございますが、コロナ禍の折、くれぐれも感染予防にご配慮の上、日々、業務活動にご従事ください。

参考文献：

ASBJ 企業会計基準委員会ホームページ、「公表した会計基準」,https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards.html, 2020年9月11日参照

同、「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」,<https://www.asb.or.jp/jp/project/plan.html>, 2020年9月11日参照

東京都主税局ホームページ、「固定資産税(償却資産)」,https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/shokyak_sis.html, 2020年9月11日参照

II BYOD について

BYOD という仕組み

BYOD という言葉をご存知でしょうか。個人のスマホやPCといった端末を業務用にも利用する仕組みのことでBring Your Own Deviceの略称です。米国・欧州から発信され、日本でも数年前に話題にはなったものの、セキュリティ面での技術がまだ追いついていなかったのか、またはオンとオフの線引きを明確にしたい傾向のある日本人の気質からか、その後あまり定着することなく今に至っている気がします。

このコロナ禍により奇しくも半ば強制的に在宅勤務をせざるを得ない状況となり、社内ルールの整備や端末の提供が間に合わず、会社・個人ともに本意ながら個人端末を使ってもらっている状況になっている企業も少なくないのではないかと思います。

BYOD のメリット・デメリット

BYOD が騒がれ始めた頃は、複数端末を持ちたくない従業員のシャドーITの防止に主眼が置かれていたため、セキュリティを確保したい会社側がBYODを従業員に許可する

という図式が見えていたようですが、今や時代は相互にこのメリットを享受できる意味でコロナの影響を考慮しなくともBYOD活用の方向に進みつつあるといえるでしょう。

ここでBYODの会社側、従業員側それぞれのメリット・デメリットを整理しておきます。

【会社側】

メリット

① 端末コストの削減

従業員全員に、1台数万～10数万円の端末を貸与するコストは馬鹿になりません。特にこの分野の技術進歩は目覚ましく、3年もたずに切替えるコストや管理の手間を考えると、個人の端末を業務でも使ってもらえるならばコストメリットは大きいでしょう。

② 社内サポート負担の軽減

個人の使い慣れた端末のため、会社から貸与支給する端末に比べ、使い方の指導やトラブルに関する、情報システム部門や総務部門への問い合わせ対応も削減できます。

デメリット

① セキュリティリスクの増加

やはり一番のリスクはこれでしょう。置き忘れ、紛失による情報漏洩を防ぐため、端末ローカルにはデータを保存させない仕組みを作るなど、対応策は避けて通れません。

【従業員側】

メリット

① 複数台の端末を持たなくて良い。

1台で済ませられたらそれに越した事はありません。プライベート用と仕事用と分けるのは何かと不便。ただしこれは必ずしも全員がそう思っている訳でもないことに注意する必要があります。後述する公私の堺がなくなるぐらいなら2台に分けた方が良いという人も少なからずいるでしょう。

デメリット

① あいまいになる公私の区別

業務時間外や休日に得意先や上司から電話がかかってくる。メールが来ていることがわかってしまう故に気になり、ついチェック、なんならそのまま対応してしまう。場合によってはかえてストレスが増加するかもしれない。

② プライバシー保護への不安

個人の端末には交友関係や家族情報、使っているアプリによっては金銭情報や健康情報等多くのプライバシーに関する情報が保存、管理されている。会社側からの過度な監視やセキュリティ対策でどこまでチェックされるのか、従業員の不安が拭えないでしょう。

BYOD を推進するポイント

この制度が難しいのは、会社が個人資産利用の領域に入

っていく点です。会社側としては、セキュリティ面からフリーアプリのインストール制限、閲覧禁止サイトの制限など規定を色々設けたいところですが、一方的なルールの押し付けは他人の家に土足であるようなもの。例えば小さい子供がいる家庭では、公共の場で静かにさせるためにスマホを見せたり、子供の調べものの宿題に使わせたりする人もいるでしょう。そんな時に間違っどこかを押してしまったり、お客さんから電話が来たりしたら…と考えると、安易に家族にも触らせられなくなります。レアなケースかもしれませんがスマホを持っていない従業員は端末を自費で用意しなければなりません。今まで自由にできていた事ができなくなると強いストレスを感じます。

重要なのは自身の個人資産を自由に利用する権利が会社によって侵されてはいけないということ。当然従業員側も利便性を享受するかわりにしっかり紛失リスクを対策し、多少の会社側のセキュリティ対策には同意の必要もあります。会社側がこの制度を推し進めたいならば、例え業務上必要な制度と位置づけたとしても、個人資産を使わせてもらうという姿勢が必要です。セキュリティチェック対象範囲を明確にし、定期的なチェックをする場合でもスマホ内の個人情報には触れないことなど会社側の約束事も公にします。会社から相応の手当を出すというのもひとつの方法です。

新しいビジネススタイルを会社も個人も受け入れていかなければならないこれからの時代、会社側・従業員側双方が納得するバランスの取れたルールを整備する上で一つの参考になればと思います。

II 紙資料からのデータ入力

はじめに

紙媒体に記載されたメールアドレスや URL にアクセスするために紙面を見ながら英数字を入力するのを面倒に感じたことはありませんか？

最近ではQRコードや短縮URLなどアクセスしやすい工夫がされていることも増え、そもそもファーストコンタクトから全てWEBで完結することも珍しくはなくなりましたが、それでもカタログや雑誌広告、名刺・ショップカードなど紙面に記載された情報へのアクセスや、そういったデータを管理するサービスやアプリに登録する際には一度入力する作業が必要になります。会社の業務ではスキャンしてOCR(文字認識機能)を利用してデータを共有するとか、もしかしたら名刺専用スキャナを活用されていたりなんてこともあるかもしれません。しかし、最近増えてきたテレワークでの自宅作業となると、そういったシステムを利用できないので不便…という声も度々耳にします。そんなときにはスマートフォンで撮った写真をGoogleドライブにアップロードする方法が使えるかもしれません。数件の紙資料に記載された情報をデータ入力したいという場合に便

利な方法です。

作業手順

GoogleドライブはGoogleが提供するオンラインのストレージサービスです(2020年9月10日現在、最新版はAndroidバージョン5.0以降のスマホやiOS11以降のiPhoneなどで利用できます。筆者はAndroid8.0のスマホとiOS13.7のiPhoneで確認しています)。手順は簡単で、読み取りたい紙面をスマホで撮影して画像を「Googleドライブ」に保存し、そのデータを「Googleドキュメント」で開くだけです。Googleドキュメントでファイルを開くと、画像の下にテキストが抽出されて表示されているので、テキストをコピー&ペーストすることができます。

文字認識率はかなり高く、一般的なフォントの印刷物であればほとんど認識ミスはない印象です。普段スマホを利用されている方ならスムーズに利用できると思いますが、iPhoneの場合は1点注意が必要で、サポートされている画像ファイルがJPEG/PNG等でHEICに対応していないため、事前に保存する写真画像はサポートされているフォーマットのJPEG等にする必要があります。

補足

テキストデータで読み込むことができれば、データをシェアしたり、そのまま検索を利用してアクセスしたりは特に支障なくできると思いますが、そのデータを活用するためには、データを共有するグループ内での規定のルールや利用するシステムに合わせて整形する必要があります。よくあるのが全角・半角の統一で、これを変換する機能を持ったソフトウェア(エディタなど)やサービスは無数にありますが、ExcelのASC関数、JIS関数を利用すると便利です。

終わりに

ストレージサービスを利用する上では、各社の情報セキュリティポリシーやデータ保持に関する契約などを順守する必要があります。端末が個人のものであればBYODの利用に関する誓約なども関係するため利用できる場面が限られてくると思われますが、条件が合致すれば上手く利用してちょっとした作業を効率化することができます。なお今回ご紹介した機能は「TVに出てきた電話番号・URLをメモするのが間に合わない」場合にも利用できます。

II P-i年別休日(2021五輪)

はじめに

新型コロナウイルスの影響により、東京五輪が1年延期となったことで、2020年と同様に、日本は2021年の休日の変則となる予定です。そこで、Plaza-i年別休日マスターの設定方法についてご説明させていただきます。以下記載する内容は日本政府の2020/5/29の閣議決定に基づいています。

国別休日マスター

本マスターを操作されたことのあるユーザー様はあまりいらっしゃらないかと思います。Plaza-i 導入時、弊社担当者が準備をすることがほとんどで、かつ、国民の祝日に関する法律に改正があった場合にのみ変更を必要とするためです。最近では「山の日」(2014 年制定、2016 年施行)、改元による「天皇誕生日」(12/23 から 2/23 へ変更)、「体育の日」から「スポーツの日」への名称変更(2020 年)がこれに当たります。その年その年の休日を保守する年別休日マスターの土台となるマスターです。

年別休日マスター

本マスターで年別の休日を管理することで、受注伝票で前受の請求入金予定の入金予定日を算出したり、あるいは、債務支払予定の支払予定日を算出する際などに、予め登録した休日とバッティングしないようにします。USR ユーザ管理の「年次繰越処理」を毎年必ず一度行っていただくわけですが、その処理によって 2020 年分、2021 年分といった具合に年別休日レコードを自動で生成します。

東京五輪(2021 年)

前置きが長くなってしまいましたが、いよいよ本題です。3 祝日が 2021 年限定で日付変更になる予定のため、年別休日マスターで変更をする必要があります。海の日(7 月第 3 月曜日)を東京五輪の開会式前日の「2021/07/22」、スポーツの日(10 月第 2 月曜日)を開会式当日の「2021/07/23」、山の日(8 月 11 日)を閉会式当日の「2021/08/08」、これにより、翌日の「2021/08/09」が振替休日となるため、「2021/08/08」のレコードをコピーし、年月日を「2021/08/09」、祭日名を「振替休日」として登録します。今回書かせていただいた内容は、Plaza-i ユーザーズガイド、USR セットアップ(章)、国別休日マスター(節)にも記載しておりますので、あわせてこちらもご参照ください。

II システム連携を行う場合に注意する点

はじめに

弊社では、7 月 20 日より請求書の発行を紙の請求書を郵送する方式からインフォマート社の BtoB プラットフォームというシステムを介して Web 上で請求書を送付する方式に形式を変更しました。既に各種請求書を新しい方式で受け取られたお客様もいらっしゃるのではないかと思います。弊社が Plaza-i で作成した請求データを BtoB プラットフォームに連携し、サイト上で請求を行っています。筆者は実際にこのシステム連携に携わっており、その際に考慮しなければならなかった点は、一般的にシステム間を連携する場合にも当てはまるのではないかと考え、以下に記載することによりシェアさせて頂きます。

連携の方法

データの連携にあたっては、Microsoft Office365 内に入っている、プログラミングなしで業務プロセス自動化のためのロジックを作成できる Microsoft Power Automate(以下、Power Automate)という機能を利用しています。そのロジック内部で開発中の Plaza-i Web API を利用して請求データや請求先データを取得、BtoB プラットフォームの Web API で登録する、という形を取っています。

認証の方法

他のシステムを利用するのであれば、そのシステムにログインする必要があります。連携用のアカウントを 1 つ登録し、それを利用して一括して連携を行うことが出来れば良いですが、種々の事情によりそれが行えない場合は、各ユーザーの認証方法を考える必要があります。

今回は、請求書の担当者毎に認証を行って連携する必要があったため、担当者毎の認証情報をどこか別の場所に保管しておき、都度呼び出して利用する必要があります。

認証情報というデリケートな情報であるため、セキュアに情報を保存できるシステムが求められます。弊社は Microsoft 社の Azure Key Vault というサービスを利用する事としました。同じ Microsoft 社の Power Automate でロジックを構築しているので、登録したデータの利用も容易に行う事が出来ました。

認証情報は、登録サイトを作成し、各担当者に登録してもらった形式としました。これも Power Automate で作成したのでプログラミングなしで行う事が出来ました。

項目の関連付けとクレンジングの必要性

システム間の連携では、連携先システムと連携元システムの間でどの項目がどの項目に該当するかを関連付ける作業がほぼ必ずと言っていいほど発生します。また、システムが違えば、目的が同じ項目でも受け入れる形に制約がある場合が発生します。

例えば、住所は全角文字しか受け入れないか半角文字も受け入れるか、電話番号や FAX 番号はハイフンありの形式かなしの形式か、またはどちらでも可能か、等が考えられます。

連携元のシステムよりも連携先のシステムの制約が緩い、または制約がない場合は考えることが少なくて済みますが、逆のパターンは実際に登録されているデータで制約に引っかかるデータがあるかどうかを場合によっては確認する必要があります。

実際に今回は、Plaza-i 上では 20 バイトの文字列、という以外に制約がなかった電話番号と FAX 番号を、ハイフンあり市外局番ありの形式が必ず求められる項目に連携する必要がありました。そのため、市外局番が入っていなかったデータや、FAX 番号の欄に代わりに内線番号を入力していたようなデータがエラーで連携できないという事例が発生しています。エラーが想定されるデータ数が少なければ都

度対応しても良いですが、事前に一度データをチェックし、連携先システムの制約に合わないデータを修正する作業を行った方が、稼働後の運用がスムーズに行くのは間違いありません。

項目のミスマッチによる制限

制約の差異と同様に、項目の関連付けの際に発生する課題に、連携したい項目があるのに連携先に該当するものがない、または文字数や桁数が足りない、というものです。

例えば、請求書であれば請求先や支払期日等の項目は間違いなく両システムに存在しますし、ビジネス上請求しうる金額の桁数を満たしていないようなシステムは連携の対象から外れるはずですので問題にはならないと思いますが、備考やメモ等の付随項目では発生する事が考えられます。これも連携元のシステムよりも連携先のシステムの方が文字数や項目数が多ければ問題になりませんが、逆の場合は問題になり得ます。

今回の連携では、摘要明細(40バイト)や見積商品仕様(30バイト)の項目を最大 20 文字の項目に連携しているため、文字の種類によっては文字数オーバーでエラーとなる事例がありました。この場合、複数項目に分けて記載するようにするか、表記を見直すかをして 20 文字以内に収まるようにする必要があります。結果として、Plaza-i 側の入力に制限が生じることとなります。

おわりに

今回、弊社が利用した Microsoft 社の Office365 や Power Automate、Azure Key Vault は有償のサービスとなります。利用規模によって金額も変わりますので、検討される場合は提供元のベンダーへご確認下さい。

II Plaza-i の UI/UX の取り組みと機能紹介

はじめに

弊社のようなソフトウェア会社は勿論のこと、皆さまも HP の作成等で頭を悩ませたのではないのでしょうか。

本記事では、弊社の UI/UX の取り組みと、既存の Plaza-i のデザインの常識を変える機能をご紹介します。

UI/UX とは

簡単に UI/UX の説明を致します。

UI とは、ユーザインターフェイスの略称で、一般的にユーザ(利用者)と製品やサービスとのインターフェース(接点)すべてのことを意味します。

同じような言葉に、「UX」があります。よく一緒に使用されるため同じような意味として扱われることが多いですが、似て非なるものです。

UX とは、ユーザエクスペリエンスの略称で、ユーザが製品やサービスを通じて得られる体験のことを意味します。

UI と UX は密接に関連しており、UI は UX の一部に含ま

れているので、お互いが密接に関連しています。UX の質を高めるためには、UI の質を高める必要があります。

具体的には、可視性が良い、クリックしやすい、機能が認識しやすい、導線を意識する、インタラクションコストを考慮するなどです。UI は、使いやすさ、理解しやすさを追求します。

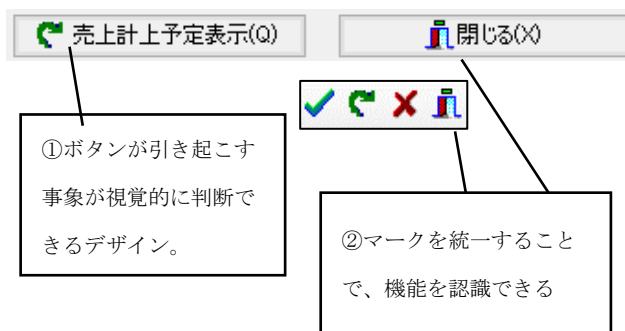
対して、UX は、ユーザがそれを扱いどう感じたかというユーザの感想ですので、少し漠然とした判断基準になりますが、UI が良くなることで、何がどこにあるか一目でわかるようになり、業務効率が良くなることで、仕事が快適になる。その満足感を追求します。

それでは次に、Plaza-i の取り組みをご紹介します。

Plaza-i の取り組み

【ボタンデザインの取り組み】

Plaza-i は ERP パッケージですので、万人に受け入れられるようなデザイン、色、ボタンを採用しています。



上記図のように、Plaza-i で利用するボタン自体に説明を記載することで、どのような機能なのか視覚的に理解することができ、また、ボタンの機能とマークを Plaza-i 全体で統一することで、より親しみやすく意識しています。

【画面のデザインの取り組み】

Plaza-i はパッケージの特性上、多様な機能が搭載されており、どのような企業でも利用しやすいような設計を心掛けています。

そのため、特定の企業に特化したデザインではありません。A 社では利用している項目や機能が B 社では利用していないこともあります。

しかし、利用される皆さまはそうはいつでも、自社に最適なデザインで入力したいと考えるのは当然です。

弊社はそのような希望に答えるため、Plaza-i のデザインの常識を抜本的に見直し、自由にデザインをカスタマイズ出来る機能を開発致しました。

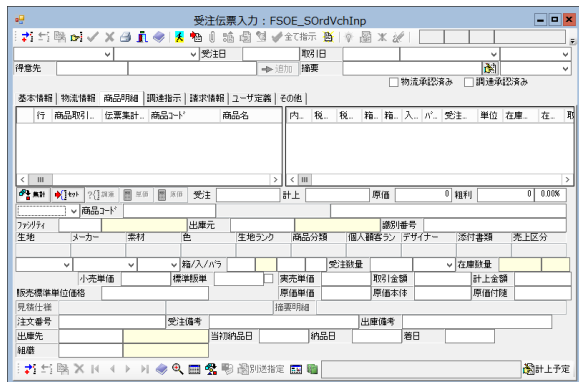
続いて、その新機能、ユーザデザイン機能のご紹介をさせていただきます。

ユーザデザイン機能のご紹介

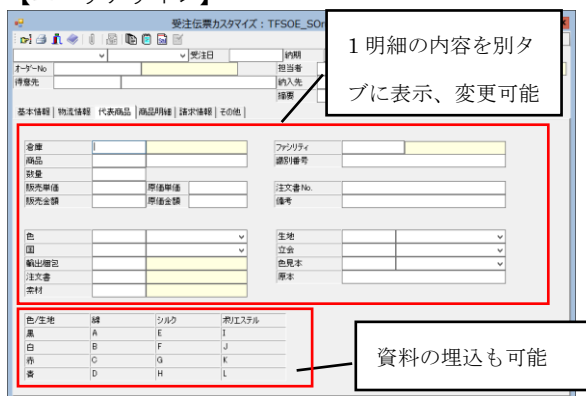
従来の Plaza-i では、項目を削除する、大きさを変える、移動させることは可能でしたが、移動させるにも同じ画面の中だけという制約がありました。

筆者が今回ご紹介するユーザデザイン機能は、V2.02.14 でリリースされ、メニューデザインを1から組み立てることが可能な機能です。タブをいくつ用意するのか、もしくはタブを使わず一つの画面で完結するようなデザインにするのか、自由に設計が可能となります。

【従来の受注伝票】



【ユーザデザイン】



上記は大胆なデザインの構成ではありますが、従来の受注伝票は商品の情報は商品明細タブ内で完結させる必要がありましたが、ユーザデザイン機能はそのような制約がなく、他のタブにも自由に項目を表示させることが可能です。

また、デザインを自由に作れるため、簡単な資料をデザインとして組み込むことも可能です。

最後に

弊社で行っているUI/UXの取り組みの一部をご紹介させていただきます。

Plaza-i は、ユーザの皆さまが本業に注力できるよう、UI/UXにも力を注いでいます。

本機能に興味を持たれた方は、弊社コンサルティング、または顧客サポートまでご相談ください。貴社にとっての最適なデザインのご提案をさせていただきます。

* 現在は、受注伝票、見積伝票、営業案件でのみ対応可能です。

* 顧客サポート窓口*

TEL : 03-5520-5530 内線:72 (support@ba-net.co.jp)

II Plaza-i サービス業管理システムの新機能のご紹介

はじめに

平素は Plaza-i をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

今回は、新たに追加されたサービス業管理モジュール及びサービス業購買管理システムの新機能を2つご紹介いたします。

売上仕入赤処理

V2.02.14 シリーズからサービス業販売管理及び購買管理の売上傳票・仕入伝票で赤処理を行う事が可能になりました。

従来 Plaza-i ではサービス業管理モジュールでは売上計上・仕入計上の訂正を行う場合、売上計上予定・仕入計上予定(以下、計上予定と称します)でマイナス金額を登録し計上、その後プラス金額の計上予定で内容を訂正して登録し再度計上を行う必要がありました。この際、過去の計上分の訂正を行う場合など、特定の計上傳票に対する訂正が出来ず、意図しない形で売掛データが作成されてしまう場合があります。

本機能が追加された事により、訂正を行いたい売上傳票・仕入伝票を呼び出し赤処理を行う事で、明確にその売上計上・仕入計上を取り消す事が可能になりました。これにより過去に計上したデータに遡って訂正を行う場合など、意図しない形で売掛データが作成されやすい訂正パターンが容易に対応可能になります。赤処理後は受注伝票・発注伝票に赤に対応する未計上でプラス金額の計上予定を作成します(いわゆる受注残戻し、発注残戻しを行います)ので、それに対して訂正を行い通常の計上処理と同様に受注売上情報作成・仕入情報作成画面から計上処理を行う事で訂正が完了いたします。

操作方法を含め詳細はユーザーズガイドの以下の部分をご参照下さい。

- ・SVC 売上(章)、売上傳票-赤処理
- ・SVP 仕入(章)、仕入伝票-赤処理

計上予定の明細別確定機能

V2.02.11 シリーズから計上予定1行1行に対して確定処理を行い、確定処理を行っていない計上予定からは売上計上・仕入計上を行えないようにする事が可能になりました。

例えば、作業費のように稼働実績に応じて計上金額が変動する商品や、ソフトウェア開発のように進捗率に応じて売上を計上するような商品を扱っている場合、毎月必ず担当者が計上予定の確認・変更を行う必要があります。

このような場合に本機能を利用すると、計上予定に対して確定処理を行わない限り売上計上されなくなるので、担当者が計上予定のメンテナンスを忘れてしまい、間違った金額のまま売上計上・仕入計上されてしまうといった事態を防ぐ事が可能になります。

また、明細別確定を必須とするかは商品毎に設定が可能なので、一つの伝票上に稼働実績に連動して金額を決定す

る商品と毎月定額を計上する商品と一緒に登録する事も可能です。

セットアップ

- ・会社別オプション SRV、会社別オプション SVP

⇒「計上予定確定使用区分」を「3：取引タイプ別使用する」

- ・売上タイプマスター、仕入タイプマスター

⇒「計上予定確定使用区分」を「D：商品マスターに従って決定する」

- ・商品マスター

⇒「売上計上確認必要区分」「仕入計上確認必要区分」を「20：金額計上前に確認が必要」

おわりに

今回ご紹介した新機能は対応バージョン以降にバージョンアップをして頂いた上でセットアップの変更が必要となる場合があります。

ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート担当へお問合せください。

|| Plaza-i 最新バージョン情報

2020年9月25日現在までリリースしております、最新のPlaza-iバージョン情報をお知らせ致します。

- ・Plaza-i V2.02.19.04

リリース日：2020年9月11日

II テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染防止対策として、中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制が拡充され、対象となる設備に新たに「デジタル化設備」が追加されました。

2. 中小企業経営強化税制

◆制度の概要

中小企業経営強化税制とは、①青色申告書を提出する中小企業者等が、②指定期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、③生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアで一定の規模以上のものを新規取得等して、④その中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、⑤その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）との選択適用ができるものです。

ただし、税額控除における控除税額は、その事業年度の法人税額の20%を上限とし、限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

◆対象設備等の範囲

区分	要件
生産性向上設備 (A 類型)	・ 中小企業等経営強化法の認定 ・ 生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備 ・ 最低取得価額以上※ ・ 一定期間内に販売されたモデル
収益力強化設備 (B 類型)	・ 中小企業等経営強化法の認定 ・ 投資収益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備 ・ 最低取得価額以上※
デジタル化設備 (C 類型)	・ 中小企業等経営強化法の認定 ・ 遠隔操作、可視化又は自動制御化のいずれかを可能にする設備 ・ 最低取得価額以上※

※最低取得価額

機械装置：1台又は1基の取得価額が160万円以上

工具：1台又は1基の取得価額が30万円以上

器具及び備品：1台又は1基の取得価額が30万円以上

建物附属設備：一の取得価額が60万円以上

ソフトウェア：一の取得価額が70万円以上

従来、中小企業経営強化税制の対象となる設備は上記の

A 類型及び B 類型の 2 種類に限られていましたが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」の一環として、新たに C 類型の設備が追加されました。

「遠隔操作」とは、事業を非対面で行うことができるようにすること、「可視化」とは、データの集約・分析をデジタル技術を用いて行うこと、「自動制御化」とは、デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること、等とされています。

「これは」と思うものがあれば、検討の価値はあるのではないのでしょうか。

◆適用対象となる中小企業者等

①資本金又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、次に掲げる法人に該当するものを除きます。

- ・ 同一の大規模法人※から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・ 2以上の大規模法人※から3分の2以上の出資を受ける法人
- ・ 前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

※大規模法人とは、資本金又は出資金の額が1億円超の法人、資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等を指します。

②資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

④協同組合等

◆指定期間

令和3年3月31日までの期間

◆手続き

各種申請書は中小企業庁のウェブサイトからダウンロードができますので、ご確認下さい。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

3. おわりに

新型コロナウイルスによる影響は長期に及ぶと言われており、テレワーク（リモートワーク）を推進する流れは、大企業のみならず中小企業にも広がってきています。この制度の適用を受けるためには、経営力向上計画の認定を受けた上で、設備を取得することが原則となりますので、お早めにご検討下さい。

II 過大支払利子税制の改正

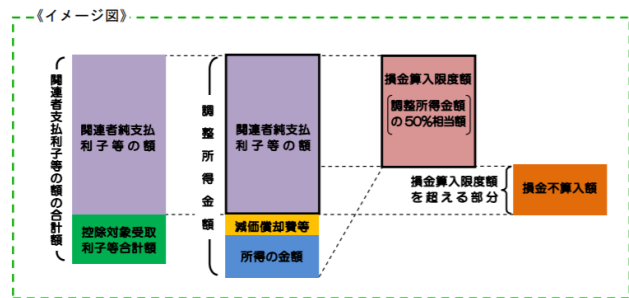
制度概要

海外に親会社があり、その子会社として日本に法人を設立している場合、日本の子会社は親会社から事業資金を資本金又は借入金で送ってもらうかは税務上注意して決定する必要があります。出資に代え借入を選択することで、支払利子による所得圧縮が可能となりますが、一部の多国籍企業では海外のグループ法人等(関連者等(※))と利用してこれを意図的に行うケースがあり、このような租税回避を防止する目的で過大支払利子税制という制度があります。海外のグループ法人等への支払利子につき一定の限度額を設け、その限度額を超える部分の金額は課税されるというものです。今回はこの過大支払利子税制の改正内容を解説致します。

(※) 関連者等とは、対象法人との間に発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有する関係がある者、実質支配・被支配関係にある者等をいいます。

改正前の損金不算入額の計算

その事業年度における関連者純支払利子等の額が調整所得金額の50%(損金算入限度額)を超える場合には、そのを超える部分の金額は損金不算入となります。【出典：国税庁平成24年度 法人税関係法令の改正の概要】



ただし、次のいずれかに該当する場合には、本制度の適用が免除されます。

- (1) その事業年度の関連者純支払利子等の額が1,000万円以下であること
- (2) その事業年度の関連者支払利子等の額の合計額が、支払利子等の額の合計額の50%以下であること

上記計算体系は BEPS プロジェクト最終報告書の勧告内容と乖離があるということから、2019年度税制改正により、2020年4月1日以後に開始する事業年度から対象となる支払利子等の範囲(関連者純支払利子等の額)、調整所得金額、損金算入限度額、適用免除基準の改正があります。

対象となる支払利子等の範囲

改正前における本制度の対象となる支払利子等の範囲は、海外のグループ法人等(関連者等)に対する支払利子の額等から一定の受取利子等の額を控除した関連者純支払利子等の額を対象としていました。

今回の改正ではグループ内の法人に対する支払利子等に限らず、第三者を含む支払利子等も含まれます(対象純支払利子等の額といいます)。支払利子等の額は、受領者側で日本の課税所得に含まれる利子(国内利子)の額等を除き算定することになりますが、今回の改正により本制度の対象となる支払利子等の範囲は拡大することになりました。

調整所得金額

調整所得金額は所得金額に一定の調整を加えることにより算定されるもので損金算入限度額の基礎となる金額です。

今回の改正で加算対象となっていた受取配当等の益金不算入額と外国子会社配当等の益金不算入額が加算対象金額から除外されることになり、減算対象となっていた法人税額から控除する所得税額の損金不算入額は減算対象から除外されることとなりました。

損金算入限度額

既述の通り損金算入限度額は調整所得金額を基礎として計算します。

改正前は、調整所得金額に50%を乗じて計算しましたが、今回の改正により乗じる割合が20%に引き下げられ、損金算入限度額は縮小されることとなりました。

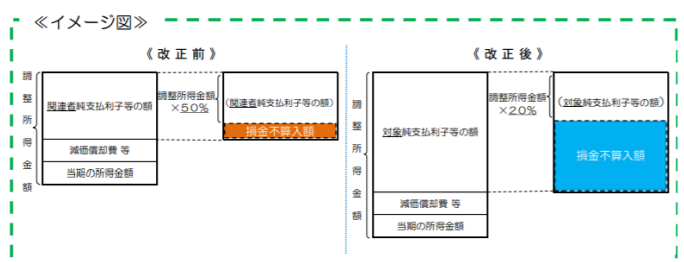
適用免除基準

改正後の適用免除基準は、次のいずれかに該当する場合に、制度の適用が免除されることとなります。

- (1) その事業年度における対象純支払利子等の額が2,000万円以下であること
- (2) その事業年度の国内企業グループの合算純支払利子等の額が合算調整所得の20%以下であること

終わりに

改正前と改正後の損金不算入額の計算体系のイメージは下記の通りです。【出典：国税庁 令和元年度 法人税関係法令の改正の概要】



今回の改正により損金算入限度額の範囲が縮小されるため、損金不算入額(課税される金額)が多額になるものと考えられます。しかしながら、対象となる支払利子等の範囲は拡大されたものの国内利子は対象から外されることになっているため、国外の関連者や外国銀行等から多額の借入を行っている法人に限定される制度と考えられ、今回の改正により影響を受ける法人は限定的なものと考えられます。